

公益社団法人日本地震工学会 6学会災害調査等積立金規程

2012年12月7日制定

2025年8月6日改定

(名称)

第1条 名称は「6学会（日本地震工学会（幹事学会）、日本建築学会、土木学会、地盤工学会、日本機械学会、日本地震学会）災害調査等積立金」（以下「災害調査等積立金」という）と称し、日本地震工学会（幹事学会）内におく。

(目的)

第2条 災害調査等積立金は、6学会共通の災害対策事業（国内外の調査、会議、報告書刊行、情報発信等）に充当することを目的とする。

(資金)

第3条 災害調査等積立金は、6学会共通特定目的のため実施した事業の剰余を積立てとする。

(事業)

第4条 災害調査等積立金は、第2条の目的に則る重要事業に必要な費用に充当する。

(執行)

第5条 日本地震工学会（幹事学会）会長は、第2条の目的、第4条の事業に相当する重要事業と判断した場合、日本地震工学会理事会での承認を得て、災害調査等積立金の取崩し手続きを行うとともに他の5学会に報告する。

(会計)

第6条 災害調査等積立金は日本地震工学会一般会計とし、その管理は日本地震工学会（幹事学会）が行う。

(報告)

第7条 災害調査等積立金による成果はその年度に6学会に報告する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、日本地震工学会理事会の承認を得て変更することができる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) 2025年8月7日の理事会で承認をもって”（発議）”を廃止し”（執行）”および”（規程の改定）”を新設した。